## 令和7年度 随意契約に係る情報の公表(役務)

## 国立研究開発法人 水産研究・教育機構

t				吹き初めに レフーレー ナ 人引 セロかっ みわめ セロカックロン						国立研究開究	_			
契 約 の 名 称	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	根拠規定等	随意契約によることとした会計規理	程等の根拠規程及び理由 由	企画競争 or公募	契約金額	再就職の 役員の数	備考	公益法人の 区分	公益法人の場 国認定、都 道府県認定 の区分	C+1 C=	
宮津庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年1月24日	公益財団法人京都府水産振興事業団 京都府宮津市宇小田宿野 1 0 2 9-3	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		4, 060, 977			公財	京都府	-	
国立研究開発法人水産研究・教育機構本部事務所 6階清掃業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 久保田 直樹 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年2月17日	(株) ザイマックス 東京都港区赤坂 1-1-1	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 本部事務所の入居ビルでは、「館 者が指定されているため。	項第1号) 内規則」により事務所清掃業		3, 830, 112			-	-	-	
アルゴスシステム利用に関する情報提供業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 佐藤 匡延 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年2月28日	(株) キュービック・アイ 東京都目黒区中日黒 1-3-8	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 法人の目的を達成するために不可 該情報を提供可能な者が一に限定	「欠な特定の情報であって、当		3, 848, 102		単価契約	-	-	-	
廿日市庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年3月3日	広島県 広島県広島市中区基町 1 0-5 2	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		42, 232, 005		複数年契約 (R7. 4. 1~ R12. 3. 31)	-	-	-	
自動分取精製用質量分析システム保守点検業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多以良町1551-8	令和7年3月7日	西川計測(株) 東京都渋谷区代々木3-22-7	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 であって、当該機器の開発や制作 ができないと認められるため	項第14号)特殊な機器の保守 を行った一の者しか行うこと		3, 861, 000			-	-	-	
AVANCE800型核磁気共鳴装置(NMR)保守点検業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多以良町1551-8	令和7年3月10日	ブルカージャパン(株)パイオスピン事業部 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 であって、当該機器の開発や制作 ができないと認められるため	項第14号)特殊な機器の保守 を行った一の者しか行うこと		24, 409, 000			-	-	-	
船主責任保険	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 佐藤 匡延 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年3月14日	日本船主責任相互保険組合 東京都港区赤坂 2-2 3-1	会計規程第36条 第1項第1号	: 当該役務の性質から契約の相手方 した結果、応募者が1者だったた	が一であると見込まれ、公募 め。	公募	16, 035, 249			-	-	-	
電子ジャーナル提供業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 久保田 直樹 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年3月19日	エルゼビア・ビー・ブイ オランダ王国アムステルダム市ラーダーヴェヒ 2 9	特例規程第19条 第2号	出版元が直接販売していることか	ら競争を許さないため。		25, 005, 345			-	-	-	
伯方島庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年3月19日	愛媛県 愛媛県松山市一番町 4-4-2	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		5, 034, 615		複数年契約 (R7. 4. 1~ R10. 3. 31)	-	-	-	
土地借料 (根室さけます事業所)	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所さけます部門札幌拠点長 石 塚 浩一 北海道札幌市豊平区中の島2条2-4-1	令和7年3月21日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		5, 282, 768			-	-	-	
八戸庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産資源研究所管理部門塩釜拠点長 野呂田 智義 宮城県塩釜市新浜町3-27-5	令和7年3月24日	八戸市 青森県八戸市内丸 1-1-1	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		993, 510		複数年契約 (R7. 4. 1~ R10. 3. 31)	-	-	-	
南伊豆庁舎土地借上料(静岡県)	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産技術研究所管理部門南勢拠点長 鈴木 俊哉 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1	令和7年3月26日	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町 9-6	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		3, 040, 590		複数年契約 (R7. 4. 1~ R10. 3. 31)	-	-	-	
宮古庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多以良町1551-8	令和7年3月27日	岩手県 岩手県盛岡市内丸 1 0-1	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 ば事務事業を行うことが不可能で れ、供給者が一に特定されるため	あることから場所が限定さ		3, 184, 878			-	-	-	
まぐろ飼育研究施設土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多以良町1551-8	令和7年3月31日	長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所 長崎県長崎市万才町 3-1 7	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 ば事務事業を行うことが不可能で れ、供給者が一に特定されるため	あることから場所が限定さ		9, 795, 929			-	-	-	
北海道西部海域における沖合底びき網漁船による 操業記録収集業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所管理部門釧路拠点長 事務代 理 澤口 小有美 北海道釧路市桂恋 1 1 6	令和7年4月1日	小樽機船漁業協同組合 北海道小樽市高島 1-2-5	会計規程第36条 第1項第1号	: 当該業務等の性質から契約の相手 募した結果、応募者が1者だった	方が一であると見込まれ、公 ため。	公募	2, 860, 000			-	-	-	
屋島庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年4月1日	高松市 香川県高松市番町 1-8-15	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		3, 511, 566		複数年契約 (R7. 4. 1~ R10. 3. 31)	-	-	-	
南伊豆庁舎土地借上料(南伊豆町)	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産技術研究所管理部門南勢拠点長事務代理 伊東 尚史 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1	令和7年4月1日	南伊豆町 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂3 1 5-1	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1 当該場所でなければ事務事業を行 ら場所が限定され、供給者が一に	うことが不可能であることか		1, 402, 326		複数年契約 (R7. 4. 1~ R10. 3. 31)	-	-	-	

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	令和7年4月11日	日本海洋 (株) 東京都足立区東和 5-1 3-4	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発や 製作を行った一のものしか行うことができないと認められるた め。		2, 112, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	令和7年4月21日	国立大学法人福島大学 福島県福島市金谷川 1	会計規程第36条 第1項第1号	当該役務の性質から契約の相手が一の者であると見込まれることから、公募した結果、応募者が1者だったため。	公募	7, 000, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	令和7年4月30日	沖縄県水産海洋技術センター 沖縄県糸満市喜屋武 1 5 2 8	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第1号) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであ るため。		1, 191, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	令和7年5月1日	大洋電機テクノ販売 (株) 東京都千代田区内神田 1 - 1 6 - 8	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発や 製作を行った一のものしか行うことができないと認められるた め。		2, 888, 600		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	令和7年5月9日	一般社団法人全国いか釣り漁業協会 東京都港区赤坂 2-1 6-2 0	会計規程第36条 第1項第1号	当該役務の性質から契約の相手が一の者であると見込まれることから、公募した結果、応募者が1者だったため。	公募	7, 746, 310	単価契約	-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	令和7年5月13日	ニチモウ (株) 東京都品川区東品川 2-2-2 O	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発や 製作を行った一のものしか行うことができないと認められるた め。		1, 727, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多以良町1551-8	令和7年5月15日	福島県福島市杉麥町2-16	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第20項) 複数年度にわたる事業の継続を通じて、単一の成果を求める委 託事業の2年度目以降の事業であって、当該事業を当所契約の 委託先に継続して委託する必要があるため。		1, 688, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長 中山 一郎 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1-1-25	令和7年6月2日	(株) サイエンスアンドテクノロジー 東京都港区芝浦 4-1 2-4 4	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第19号) 国の委託事業の公務等に共同研究グループの中核機関として応 募し請負契約を締結した事業であって、当該事業を遂行するた めに、その一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再 請負するものであるため。		3, 454, 022		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長 中山 一郎 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年6月2日	一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所 東京都中央区日本橋大伝馬町 1 0 - 8	会計規程第36条 第1項第1号	国の柔紅東拳の公首等に井田亞のガルーゴの中技機関ししては		3, 322, 518		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事(水産大学校代表) 藤井 徹生 山口県下関市永田本町2-7-1	令和7年6月4日	(株) エネコム 広島県広島市中区大手町 2-11-10	会計規程第36条 第1項第1号	当該役務の性質から契約の相手方が一であると見込まれ、公募 した結果、応募者が1者だったため。	公募	1, 441, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年6月10日	国立大学法人弘前大学 青森県弘前市文京町 1	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取規規程第30条の2第1項第19号) 国の委託事業の心務等に共同研究グループの中核機関として応 募し受託した事業であって、当該事業を遂行するために、その 一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託するも のであるため。		1, 500, 000		-	ı	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 久保田 直樹 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年6月12日	0ne人事(株) 東京都品川区南大井6-26-2	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 著作権は同者が有しており、本システムの保守も同者が直接 行っていることから、特殊な機器の保守であって当該機器の製 作を行った一の者しか行うことができないと認められるため。		6, 234, 118		-	ı	_
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年6月23日	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取規規程第30条の2第1項第19号) 国の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応 募し受託した事業であって、当該事業を遂行するために、その 一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託するも のであるため。		2, 500, 000		-	ı	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター所長 山下 秀幸 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年6月23日	(株) エス・イー・エイ 千葉県浦安市富士見3-16-3	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 特殊水機器の保守であって当該機器の製作を行った一の者しか 行うことができないと認められるため(当該機器が外国製であ る場合は日本国内総代理店を含む)。		1, 226, 500		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	令和7年6月27日	連邦国家予算学術機関「全ロンア水産海洋科学研究所」 太平洋支部 ロシア連邦沿海州ウラジオストック市シェフチェンコ通 り4棟		(契約事務取扱規程第30条の2第1項第1号) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるため。		39, 000, 000	日ロ両国間の合意に基づ き予算計上	-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所管理部門塩金拠点長 野呂田 智義 宮城県塩釜市新浜町3-27-5	令和7年7月14日	全国さんま棒受網漁業協同組合 東京都港区赤坂 2-10-9	会計規程第36条 第1項第1号	当該業務等の性質から契約の相手方が一であると見込まれ、公 募した結果、応募者が1者だったため。	公募	7, 590, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター所長 山下 秀幸 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年7月15日	三光水產·大坂漁業共同企業体 北海道根室市琴平町 1-25	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条第2項) 競争に付しても入札者がないとき、又は、再度の入札をしても 落札者がいないとき。		127, 050, 000		-	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 久保田 直樹 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	令和7年7月28日	旭洋造船(株) 山口県下関市長府港町8-7	特例規程第19条 第7号	緊急の必要により競争に付することができないとき。		75, 240, 000	特定調達	-	-	-
水神 三水神 三水神 三水神 三水神 三水神 三水神 三水長 三理神 三理神 三理山 三水麂広 三総神 三水麂広 三非神 三水神 三水智宮 三非神 三総	産発川 研究所示 大人長金 ア 女 教育 機構 空発	産資源研究所長 西田 宏 宗川県横浜市金沢区福浦 2-12-4	意質商品の資金とは第2~12~4	産業資産研究所表 前日 第一 2 - 2 - 4	● 新型型の で		####################################			### 14 (1975) 1975 (1974) 1975 (1975) 19

山陰まき網漁船の魚群探知機データ収集業務	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県模浜市金沢区福浦2-12-4		古野電気 (株) 東日本支店 東京都千代田区神田和泉町 2-6	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第1号) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであ るとき。	5, 659, 280	-	-	-
陽光丸自動気象観測装置用気象データ処理装置改 修業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4		ANEOS (株) 東京都目黒区中央町1-5-12		(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発や 製作を行った一の者しか行うことができないと認められると き。	2, 200, 000	-	-	-
測器電子機器実験棟 送受波器切替え用底面移動 レール装置修繕業務	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産技術研究所管理部門神栖拠点長 高橋 秀行 茨城県神栖市波崎7620-7	令和7年9月26日	(株)海洋開発技術研究所 佐賀県伊万里市瀬戸町 2 2 6 9 - 5 3	会計規程第36条 第1項第1号	(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 特殊な機器の保守であって、当該機器の開発や製作を行った一 の者しか行うことができないと認められるため。	2, 403, 984	-	-	-
回流水槽設備その他保守点検業務	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産技術研究所管理部門神栖拠点長 高橋 秀行 茨城県神栖市波崎7620-7	令和7年9月26日	(株)西日本流体技研 長崎県佐世保市小佐々町黒石339-30		(契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号) 特殊な機器の保守であって、当該機器の開発や製作を行った一 の者しが行うことができないと認められるため。	8, 769, 612	-	-	-